都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

「あと施工アンカー・連続繊維補強設計・施工指針」について(技術的助言)

平成18年2月28日付け国住指第3021号において、平成13年国土交通省告示第1024号の一部を改正し、既存建築物に対する改修工事に、あと施工アンカー、炭素繊維、アラミド繊維等を使用するに当たって、これらの材料に関する許容応力度及び材料強度を指定できるようにした旨を通知したところである。

これに関連して、これらの材料を用いた一般的な設計・施工上の条件を示した「あと施工アンカー・連続繊維補強設計・施工指針」を作成しているところであるが、 既に偽装物件に係る改修計画の策定が進められている状況に鑑み、暫定的ではあるが、 取り急ぎ第1章「適用範囲」及び第2章「設計指針」を送付する(別添参照)。

今後、これらの材料を本指針に定められた適用範囲内で使用することを条件に、 当該材料の製造メーカー等からの申請に応じて、速やかに当該材料に関する許容応 力度及び材料強度の指定を行う予定である。

また、これらの材料を本指針に定められた適用範囲外で使用する場合には、個別の事案ごとに設計・施工上の条件を付すことにより対応するので、改修計画の検討の段階で速やかに当職までご相談願いたい。

本指針の第3章「施工指針」及び第4章「計算例」については、追って通知する 予定であるが、暫定版の入手を希望される場合は、当職までご連絡願いたい。

なお、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知されたい。

※別添は省略